基本理念の見直しについて

資料２

第２回計画策定委員会（令和元年１２月２６日開催）において、第４次船橋市障害者施策に関する計画の基本理念について、事務局の案を示させていただき、複数の委員からご意見を頂戴しました。

ご意見を踏まえ、事務局において再度検討した結果、以下のとおり、第３次計画の基本理念と同様の文言にすることとしたいと考えております。

つきましては、改めて皆様のご意見を伺いたいと考えておりますので、意見書によってご回答いただきますよう、お願いいたします。

【第２回計画策定委員会で提示した案】

|  |
| --- |
| 障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現 |

【見直し後の案（第３次計画と同様の文言）】

|  |
| --- |
| 障害の有無によって分け隔てられることなく、  誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現 |

（見直し経緯）

・当初、事務局では第３次計画の基本理念をもとに、誰にでも分かりやすい表現にすることを念頭に案を作成し、第２回計画策定委員会で提示しました。

・第２回計画策定委員会では、複数の委員から「障害の有無によって分け隔てられることなく」や「共生社会」という言葉を入れることができないかというご意見があり、事務局において検討を行いました。

・船橋市障害者施策に関する計画の策定にあたって参考にしている国の障害者基本計画にもこれらの文言が記載されていることや、第３次船橋市障害者施策に関する計画の後継計画として、基本理念を継続し、一貫した理念のもと、令和８年度までの今後５年間で各施策に取り組んでいく必要があることから、今回の見直しに至り、本資料にて見直し後の案を示させていただいております。